公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書 及び技術提案書の提出を招請する。

令和3年10月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務の概要

(1) 業務名 遊亀公園附属動物園実施設計業務委託

(2) 業務内容 過年度に策定された基本設計に基づく遊亀公園内の附属動物園整備に係る 実施設計

(3) 施設概要

ア 所在地:甲府市太田町10番1号

イ 敷地面積:約15,500 m²

ウ 用途:動物園(動物舎、事務所、倉庫及び、工作物等)

エ 規模:延べ面積約3,300 m²、放飼場面積約3,000 m²

オ 構造種別:鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造 ※施設別の詳細は、別紙「建物・放飼場リスト」による。

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

(5) 建設予定工期 令和4年度から令和8年度まで

2 参加者の資格

参加者は、以下の(1)に掲げる要件を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる要件を満たしている特定設計業務共同企業体(以下「企業体」という。)であるこ

と。

(1) 単体企業

- ア 甲府市における「設計」に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- イ 建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登 載された者であること。
- ウ 甲府市内に本社(店)を有すること。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 公告日現在、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に 基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- カ 公告日現在、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- キ 平成18年4月以降に、国又は地方公共団体において、延べ面積1,000 ㎡ 以上で非木造の特殊建築物の設計業務又は、工事監理業務を請け負った実績を有すること。なお、企業体の構成員として行った業務については、出資比率20%以上の業務に限る。また、設計及び工事監理業務の実績は新築及び増改築とし、公告日現在、業務が完了・引渡し済みのものに限る。
- ク 複数の組合員からなる組合等が参加した場合、その組合等の組合員でない こと。
- ケ 市税の滞納がない者であること。

(2) 企業体

- ア 2(1)単体企業に掲げる要件を満たしている者により構成されている企業体であること。
- イ 企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、企業体の代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上であること。

3 業務実施上の条件

(1) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、一級建築士であること。

- (2) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加申込書提出企業に所属していること。
- (3) 管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とすること。
- (4) 建築担当主任技術者は専任とすること。
- (5) 建築担当技術者を配置すること。
- (6) 配置予定技術者は、各業務分野における実務経験を5年以上有していること。
- (7) 管理技術者は、担当主任技術者及び建築担当技術者を兼任していないこと。 また、各担当主任技術者は、他の分野の担当主任技術者及び建築担当技術者を 兼任していないこと。
- (8) 本件業務を再委託しないこと。
 - ※「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、「管理技術者」のもとで、建築・構造・電気設備・機 械設備・土木の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者を いう。

4 手続等

(1) 担当課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課庶務係(本庁舎8階) 電話:055-237-5797 FAX:055-230-1039 電子メール:tosissm@city.kofu.lg.jp

- (2) 関係資料の入手方法 甲府市ホームページからダウンロードすること。
- (3) 参加申込書等及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和3年11月12日(金)から令和3年11月18日(木)までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

- イ 提出場所
 - 上記(1)に同じ。
- ウ 提出方法

持参又は書留郵便(期限までに必着。)とする。

5 審査

(1) 参加資格審査

参加申込書等を次により審査する。

ア 企業の技術力

イ 配置予定技術者の状況

(2) 技術提案審査

技術提案書を次により審査する。審査は、甲府市遊亀公園附属動物園実施設計者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が実施する。なお、選定委員会の会議は非公開とする。

ア 課題に対する提案の的確性及び実現性

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨:日本語及び円
- (2) 契約書作成の要否:要
- (3) 参加申込書等及び技術提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要した経費は参加者の負担とする。
- (4) 詳細は、別紙「遊亀公園附属動物園実施設計業務公募型プロポーザル実施要領」による。